

**鶴岡駅前地区将来ビジョン「学びのサードプレイス」社会実験業務
公募型プロポーザル優先交渉事業者選定委員会設置要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、鶴岡駅前地区将来ビジョン「学びのサードプレイス」社会実験業務の実施に当たり、優先交渉事業者の選定のため設置する、鶴岡駅前地区将来ビジョン「学びのサードプレイス」社会実験業務公募型プロポーザル優先交渉事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査した上で、優先交渉事業者を選定するものとする。

- (1) 書類審査、プレゼンテーション審査に関すること
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任期は、優先交渉事業者の選定までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、建設部長とする。委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があったときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、随時に関係職員を選定委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表第 1

役職名	所属	職名
委員長	建設部	建設部長
委員	商工観光部	商工観光部長
委員	建設部都市計画課	都市計画課長
委員	企画部政策企画課	若者・子育て世代応援推進室長
委員	商工観光部商工課	商工課長